

改正案	現行
<p>電気事業法施行規則第94条の3 第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈</p> <p>電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第94条の3 第1項第1号及び第2号に規定する定期事業者検査の十分な方法について、発電用火力設備及び燃料電池設備に適用する場合の解釈を下記のとおり制定する。</p> <p>なお、同各号に規定する定期事業者検査の十分な方法は、この解釈に限定されるものではなく、同各号に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同各号に適合するものと判断することとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 電気事業法施行規則第94条の3第1号に規定する「開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、磨耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」及び同条第2号に規定する「試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」の解釈は、別表のとおりとする。</p> <p>なお、別表に基づく定期事業者検査に必要な範囲において、以下に掲げる規格を参照することができる。</p> <p>(1) 社団法人火力原子力発電技術協会発行「火力発電所の定期点検指針」(TNS-G1001-2005.4)</p> <p>(2) 社団法人日本機械学会規格「発電用火力設備規格火力設備配管減肉管理技術規格（2009年版）」（JSME S TB1-2009）（規格の認証に係る部分を除く。）</p> <p>2. 上記1. に示された方法により点検を行う設備（出力1万キロワット未満のガスタービン及び炉頂圧ガスタービンを除く。）にあっては、組立終了の後速やかに試運転を行うものとする。この場合、可能な限り4/4出力により実施すること。</p>	<p>電気事業法施行規則第94条の3 各号の解釈例</p> <p>電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第94条の3 各号に規定する定期事業者検査の十分な方法について、発電用火力設備に適用する場合の例示を下記のとおり制定する。</p> <p>なお、同条各号に規定する定期事業者検査の十分な方法は、本解釈例に示されたものに限定されるものではなく、同条各号に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同条各号に適合すると判断することとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 電気事業法施行規則第94条の3第1号に規定する「開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、磨耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」及び同条第2号に規定する「試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」の例示は、別表のとおりとする。</p> <p>なお、別表に基づく定期事業者検査に必要な範囲において、以下に掲げる規格を参照することができる。</p> <p>(1) 社団法人火力原子力発電技術協会発行「火力発電所の定期点検指針」(TNS-G1001-2005.4)</p> <p>(2) 社団法人日本機械学会規格「発電用火力設備規格火力設備配管減肉管理技術規格（2006年版）」（JSME S TB1-2006）（規格の認証に係る部分を除く。）</p> <p>2. 上記1. に例示された方法により点検を行う設備（出力1万キロワット未満のガスタービン及び炉頂圧ガスタービンを除く。）にあっては、組立終了の後速やかに試運転を行うものとする。この場合、可能な限り4/4出力により実施すること。</p>

改正案				現行			
(別表)開放、分解による点検及び作動試験等の定期事業者検査の十分な方法の 解釈				(別表)開放、分解による点検及び作動試験等の定期事業者検査の十分な方法の 例示			
設備	項目	検査方法	備考	設備	項目	例示	備考
1～7 (略)				1～7 (略)			
8 液化ガス 用燃料 設備	(1) (略)			8 液化ガス 用燃料 設備	(1) (略)		
	(2) 貯槽 (ガスホルダ ーを含む。)	外観点検 貯槽本体の外観点検を行う。 開放点検 <u>定期事業者検査ごとに安全弁を開放し点検を行う。ただし、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)第42条に適合する安全弁を2系統設置している場合にあっては、定期事業者検査ごとに2系統の安全弁を交互に開放し点検を行うことができる。</u> 作動試験 安全弁組立後、作動試験を行う。			(2) 貯槽 (ガスホルダ ーも含む。)	外観点検 貯槽本体の外観点検を行う。 開放点検 安全弁を開放し点検を行う。 作動試験 安全弁組立後、作動試験を行う。	
	(3)～(4) (略)				(3)～(4) (略)		
9～14 (略)				9～14 (略)			